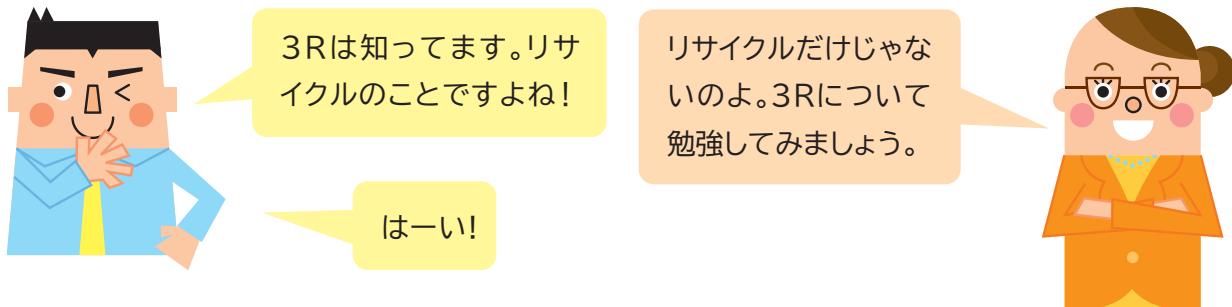


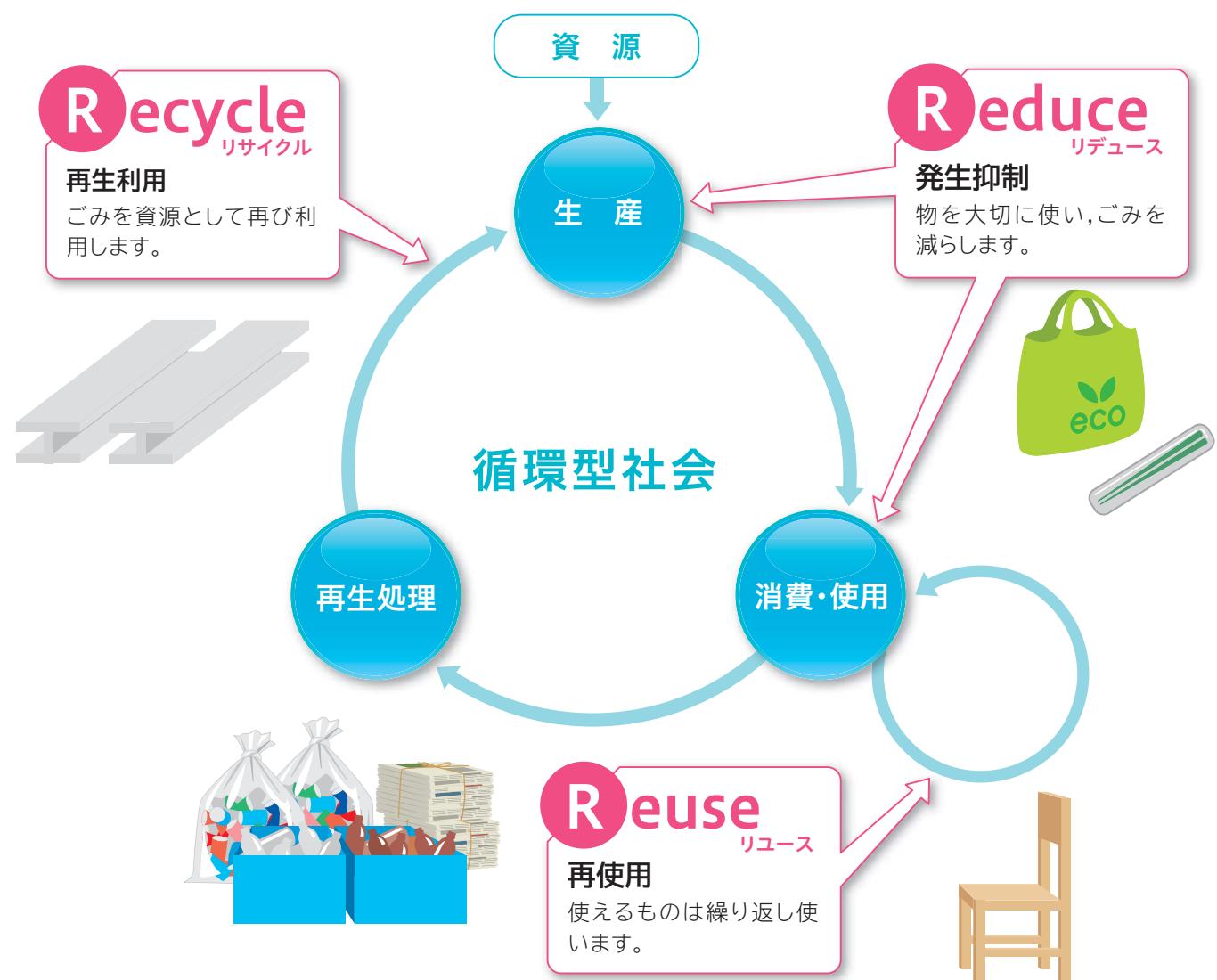
事業者による3Rの取組



3Rの取組

3Rとは、ごみを減らすとともに循環型社会を形成するために必要な3つの要素である、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字Rをとった言葉です。

具体的には、ごみになるものを減らし(リデュース)、使えるものは繰り返し使い(リユース)、使えなくなったものを資源として再び利用する(リサイクル)ことを指します。



減量は事業者の努力義務

事業者は、積極的にリサイクルなどに取り組み、廃棄物の減量に努める必要があります。

減量の基本は紙類

事業系一般廃棄物の中には、資源としてリサイクルできる紙類が約2割も含まれています。紙類は分別も容易なので、「簡単に捨てない!」という意識を持って、再生利用を進めましょう。

紙類のリサイクルは、減量の第一歩！



リサイクルできる紙類の例

新聞、雑誌、段ボール



OA古紙、
シュレッダーくず



パンフレット、カタログ、
カレンダー、ふせん、
メモ用紙



はがき、手紙、封筒、
写真



包装紙、紙袋、
トイレットペーパーの芯



ティッシュ箱、
菓子箱などの紙箱



ジュースや牛乳などの
紙パック



アイスクリームカップ、
菓子の紙筒などの
紙缶・紙カップ



※紙類の取扱いについては、委託業者に確認してください。

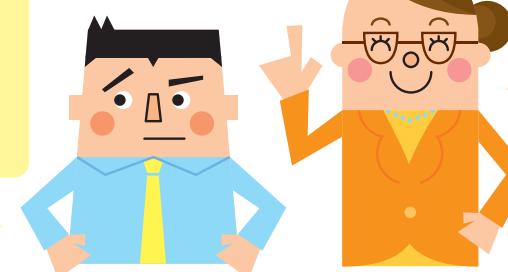
分別や収集方法のルールを決めて、再生利用に努めましょう。

せっかく分別した紙類も、廃棄物として処理されるとリサイクルにはつながりません。資源として収集してもらうために、分別や保管の方法について委託業者とよく相談しましょう。



ただし君の質問 その4

缶、びん、ペットボトルはどのような出し方をすればいいのですか？



産業廃棄物処理業者や資源回収業者に委託して、リサイクルしてもらうのよ。